北区防災パートナー登録制度要綱

(目的)

第1条 北区の地域防災力の向上を目的として、地震・風水害等大規模災害時に、地域住民 及び行政機関に協力し、地域貢献を行う意思を有する北区内及び近隣地域に所在の企業・ 学校・NPO・事業所・工場・店舗・サークル等(以下「登録事業所」という。)を事前 に登録する制度を設ける。

(協力内容)

- 第2条 登録事業所(この要綱により登録した登録事業所をいう。以下同じ。)の協力内容は、次のいずれかとする。
- (1) 消火・救助・救護活動の被害軽減活動及び被害状況の情報伝達
- (2) フォークリフト、トラックや通信機器等の資機材の提供
- (3) 労務(応急手当、医療、介護、IT、機械操作、通訳等の専門的技術)の提供
- (4) 防災訓練等、減災活動への協力
- (5) 商品(飲料水、食料品、生活用品等)の被災者への無償提供又は優先販売
- (6) 駐車場、備蓄物資倉庫、客室、一時避難スペース等の施設の開放
- (7) インターネット等の広告媒体を通した区民等への呼びかけ協力
- (8) その他災害対策に必要な協力

(協力活動)

- 第3条 登録事業所は、災害時において、自らの登録事業所の安全が確保できた後、可能な 範囲の協力を自らの意思に基づき行う。
- 2 災害発生時、北区長は必要な場合、登録事業所に協力要請することができる。
- 3 登録事業所は地域の防災訓練等に参加するなど、普段から地域住民及び行政機関との 協力が円滑に行われるように努める。
- 4 区役所は登録事業所が協力活動を行いやすいように、情報提供や地域との仲介等の支援をする。

(登録手続き等)

- 第4条 登録しようとする登録事業所は、防災パートナー登録申込書(様式第1号)により、北区長に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 北区長は、前項の規定による登録を行い、届出者に対して登録証及び掲示用標識を交付 するものとする。
- (1)登録事業所は、掲示用標識を登録事業所の見やすい箇所に表示することができる。
- (2) 登録事業所が登録を取消する場合は、登録証を返却するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、北区長は登録事業所が次のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団等
- (2)前号に掲げるもののほか、届出を受理することが適当でないと北区長が判断する登録事業所

(費用負担)

第5条 登録事業所の協力に要する費用は、登録事業所の負担とする。

(秘密の保持)

第6条 登録事業所は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。辞 退届を提出した後も同様とする。

(登録情報の取扱)

第7条 登録された情報は、北区役所、北消防署で共有し、災害時に活用するものとする。

(協力協定等の優先)

第 8 条 登録事業所と北区長等の間に災害等の協定・申合せ等がある場合は当該協定等に よるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成25年3月27日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。